

「にいがた子育て応援企業」認定制度を創設し、 認定企業を募集します

県では、社会全体で子育てを応援する機運の醸成を図るため、仕事と子育ての両立支援に積極的な企業を認定し、取組を支援する「にいがた子育て応援企業」認定制度を創設します。

本制度等を通じ、子育てをしやすい環境の整備を進め、本県の暮らしやすさの総合力を高めることにつなげていきます。

1 「にいがた子育て応援企業」認定制度の概要

(1) 認定対象企業等

以下のいずれかに当てはまる企業等が対象となります。

- ① ハッピー・パートナー企業（新潟県男女共同参画推進企業）として登録されている企業等であって、登録要件となる取組のうち、育児休業制度、職場復帰支援など「男女共に仕事と家庭・その他の活動が両立するための取組」の6項目全てに該当していること
- ② イクメン応援宣言企業（新潟県男性育児休業等応援宣言企業）として登録されていること

※ 当制度における企業等とは、自治体及び独立行政法人を除く、県内に活動拠点を有し事業活動を行う企業、法人、団体をいいます。

(2) 認定のメリット

- 連携金融機関の金融商品について教育ローン等の優遇が受けられます。
- 子育てに関する有給休暇制度を創設する場合に、奨励金 30 万円を支給します。
- 企業名ならびに取組の内容を、ホームページなど県の広報媒体により紹介します。

※ 制度の詳細は県のホームページをご覧ください。（申請様式等も掲載しています。）
<http://www.pref.niigata.lg.jp/shoshika/1356869473226.html>

2 受付期間

平成 29 年 6 月 1 日以降、随時受け付けます。

本件についてのお問い合わせ先
福祉保健部少子化対策課 玉木
(直通) 025-280-5158 (内線) 2513